

福 井 県

福井県都市計画マスタープラン（案）に関する 県民パブリックコメント意見募集の結果

令和6年3月25日
福井県土木部都市計画課

「福井県都市計画マスタープラン（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼を申し上げます。提出されました御意見の概要および県の考え方を、以下のとおり公表します。

- 1 募集期間
令和6年2月15日（木）～2月29日（木）
- 2 意見件数（意見提出者数）
9件（3名）
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方
別紙資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県土木部都市計画課都市計画・支援グループ
TEL：0776-20-0498（直通）
FAX：0776-20-0693
メール：tokei@pref.fukui.lg.jp

**福井県都市計画マスタープラン（案）に関する
県民パブリックコメント意見の概要および県の考え方**

○県民の皆様からの御意見 9件（3名）

	意見の概要	県の考え方
1	<p>都市計画道路について、著しく人口の減少が伸び、また運転免許の返納を押し進めている今の時代に全くそぐわない計画もあると考えました。</p> <p>都市計画道路の計画は、防災面や避難経路の確保など、色々と思いが込められているかもしれませんが、この都市計画道路の是非については、現在の住民の意見を再度聞いていただきたいと願います。</p>	<p>都市計画区域マスタープランでは、長期未着手の都市計画道路について、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進めることとしています。</p> <p>この方針に基づき、県または市町で、都市計画道路の様々な機能、周辺の土地利用状況等を考慮して、必要性和実現可能性を検証していきます。</p> <p>検証結果により、都市計画道路の廃止、変更が妥当となった場合は、説明会等の開催により、関係住民の意見を十分に聴取した上で、都市計画変更の是非を判断していきます。</p>
2	<p>街路樹は住民に対し「緑のある暮らし」を提供するためのもの？何のためにあるのでしょうか？</p> <p>街路樹が無いというと、たしかに殺伐とした風景を思いますが、植えられた街路樹が住民の生活において不満を生むものとするれば、どう考えますか？</p> <p>家の近くの街路樹は、葉が生い茂り道路の見通しを悪くしています。また、広い植え込みは、芝生が自生するわけでもなく、雑草が生えるばかりで、住民は再々の除草に手間がかかります。</p> <p>住民も高齢化が進み、除草作業にも支障が出ており、植え込みをアスファルト化していただきたいと願っております。</p>	<p>街路樹には、良好な道路景観の形成や、騒音や排気ガスを抑制するなどの生活環境の保全、車道と歩道の分離による交通安全の確保、防風・防砂や火災の延焼防止などの防災機能等、快適な生活環境を確保するための様々な役割があると考えています。</p> <p>いただいたご意見については、県や市町の道路管理者が沿線住民の皆様との協力を得ながら適正な維持管理に努めて参りますので、御理解をいただきたいと考えています。</p>
3	<p>メリハリのある土地利用、住居地域や工業地域の区分は非常に重要な事なので重視していただきたい。</p> <p>今の福井市は、住居も工場も商業地も混沌としており住環境が非常に悪い。住居専用地域の横に工場があつたりもする。</p> <p>一方、郊外の住宅団地は利便性が悪いため、市街地内をしっかりと区別すべきであると考えます。</p>	<p>都市計画区域マスタープランでは、居住誘導区域、都市機能誘導区域について、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定するとしています。</p> <p>また、「主要な用途の配置の方針」では、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、適正に用途を配置することにより、居住環境の保護、産業の利便性の増進等を図ることとしています。</p> <p>更に、「用途の転換、純化に関する方針」では、土地利用の状況や需要に合わせて、適切な用途への転換を図り、また良好な居住環境を維持するとしています。</p> <p>これらの方針に基づき、良好な都市環境を維持・形成していけるよう、関係市町と連携しながら都市計画を進めていきます。</p>

	意見の概要	県の考え方
4	<p>鯖江市のリサイクル会社の騒音問題のようなことが起こらないように、用途地域外の工場の開発は抑止して行ってほしい。</p>	<p>福井都市計画区域では、引き続き、区域区分制度により用途地域外（市街化調整区域）の無秩序な市街化を防止していきます。</p> <p>また、その他の都市計画区域では、区域区分を適用しませんが、大規模小売店舗や危険物を製造する工場等の立地を規制する「特定用途制限地域」等を活用して、用途地域外の土地利用の規制・誘導を図ることとしています。</p> <p>「土地利用の規制・誘導方策の活用方針」では、良好な居住環境を損なうような施設が立地する恐れがある場合、「地区計画」による建築物の用途や形態等の制限を検討する方針も示しており、関係市町と連携しながら、用途地域外の土地利用の規制・誘導を進めていきます。</p>
5	<p>小浜上中都市計画区域の白地地域(用途地域外)に住宅が集中している地域(小浜市生守・和久里)があります。小学校、保育園、コミュニティセンターが位置する周辺で、世帯数・人口ともに増加している現状があるにもかかわらず、都市づくりの基本理念において、「用途地域外でも人口が減少傾向である」という表現は適切ではないため、正しく表現することが必要であると考えます。</p>	<p>小浜市生守・和久里地区では、世帯数・人口ともに増加傾向であることは確認していますが、小浜上中都市計画区域マスタープラン「都市づくりの基本理念」では、用途地域外全域の傾向として人口が減少していることを記載しています。</p> <p>白地地域(用途地域外)で住宅が集中している地域(小浜市生守・和久里)については、「土地利用の規制・誘導方策の活用方針」で、今後の開発の見通し等を考慮して、良好な都市基盤が整備されない不良な市街地の形成を防止するため、「地区計画」など各種方策を活用し適切な土地利用、都市基盤の整備を図るとしており、今後、関係市町と連携しながら、白地地域の土地利用の規制・誘導を進めていきます。</p>
6	<p>小浜上中都市計画区域マスタープラン「主要な用途の配置の方針」において、“小浜市の若狭総合公園周辺や多田地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。”と記載されていますが、既成市街地である和久里、生守も加える必要があると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、小浜市和久里、生守地区の住宅地については、小浜上中都市計画区域マスタープラン「用途地域外の土地利用の方針」に、良好な居住環境を形成していくことを追記します。</p>
7	<p>自然再生エネルギーとは何を指すのか？太陽光発電や風力発電などの開発は慎重になってほしい。</p>	<p>自然再生エネルギーとは、太陽光や風力といった、自然界に常に存在するエネルギーを指します。</p> <p>太陽光発電や風力発電などの開発については、関係課が連携して、自然環境に十分配慮し、地元住民の理解を得ながら適切に導入を進めていきます。</p>

	意見の概要	県の考え方
8	<p>流域治水の推進について、北川流域治水プロジェクトに加え、令和4年3月に多田川・森川、令和5年3月に南川の流域治水プロジェクトが策定され、令和6年度には具体的な雨水貯留施設計画の事業化もされていることから、これは明文化されてしかるべきと考えます。</p>	<p>小浜上中都市計画区域マスタープランでは、流域のあらゆる関係者（国・県・小浜市・若狭町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を組み合わせ流域治水の推進を図ることとしています。</p> <p>今後、関係者と連携しながら、流域治水を推進していきます。</p>
9	<p>小浜市の生守区や野代区では、森川氾濫による浸水・冠水が発生しており、河川改修が要望されています。多田川の河道拡幅が終了後、続けて森川の河川改修にかかると聞いています。</p> <p>小浜上中都市計画区域マスタープラン【河川の整備目標】に森川の計画を明文化して頂きますようお願い申し上げます。</p>	<p>本川である多田川の河川改修工事が完了する見込みであり、その支川森川については、早期事業化に向けた検討を行っているところです。</p> <p>小浜上中都市計画区域マスタープラン【河川の整備目標】に森川の計画を明文化することについては、関係課と調整を進めていきます。</p>